（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

工事成績採点表(建築・電気設備・機械設備工事等)

令和　　年　　月　　日作成

様式第1号

課(所)名:

工事名														契約金額(最終)	円					
受注者名				工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日									完成年月日	令和　年　月　日					
考　査　項　目		監督員					工事成績評定員							検査員(完成検査)						
		氏名					氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10														
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10														
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10								+5		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15							
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15							
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
	Ⅲ.出来ばえ													+5		+2.5		0	−5	
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応※2						+ (20)				0									
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫※3	+ (7)		0																
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等※4						+10	+7.5	+5	+2.5	0									
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)		＋　.　点					＋　.　点							＋　.　点						
評定点(65±加減点合計)※1		①　.　点					②　.　点							③　.　点						
7. 評定点計		点　○（①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.4＝　点）																		
8. 法令遵守等※7							− 点													
9. 評定点合計※8		点　○7. 評価点計(　点)−8. 法令遵守等(　点)＝　点																		
所　見※5	監督員																			
	工事成績評定員																			
	検査員																			

※1　1～3の評価(65点±加減点合計)＋4，5，6の評価(加点合計)＝評定点

※1　各評価点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価にあたっては、工事成績評定員との協議をもって行うものとする。

※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5　所見は必ず記載する。

※6　各考査項目ごとの採点根拠は原則として、監督員は別紙－1①～⑪、工事成績評定員は別紙－2①～⑤、検査員は別紙－3①～⑧によるものとするが、工事内容、規模、特異性等から、これらによりがたい場合は別途考慮すること。完成検査時の検査員評価に先立ち、監督員及び工事成績評定員が記入する。

※7　法令遵守等の評価は、工事成績評定員が行う。

※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9　施工プロセスチェックリストは考査項目毎の採点の参考として特に必要な場合(工期の長短、工事の内容によって適宜)、作成する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

細目別評定点採点表(建築・電気設備・機械設備工事等)

様式第2号

項目	細別	①監督員	②工事成績評定員	③検査員(完成検査)	④細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	(　　)×0. 4+2. 9=　点			3. 3点	
	Ⅱ.配置技術者	(　　)×0. 4+2. 9=　点			4. 1点	
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	(　　)×0. 4+2. 9=　点		(　　)×0. 4+6. 5=　点	13. 0点	
	Ⅱ.工程管理	(　　)×0. 4+2. 9=　点	(　　)×0. 2+3. 2=　点		8. 1点	
	Ⅲ.安全対策	(　　)×0. 4+2. 9=　点	(　　)×0. 2+3. 3=　点		8. 8点	
	Ⅳ.対外関係	(　　)×0. 4+2. 9=　点			3. 7点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	(　　)×0. 4+2. 8=　点		(　　)×0. 4+6. 5=　点	14. 9点	
	Ⅱ.品質	(　　)×0. 4+2. 9=　点		(　　)×0. 4+6. 5=　点	17. 4点	
	Ⅲ.出来ばえ			(　　)×0. 4+6. 5=　点	8. 5点	
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応		(　　)×0. 2+3. 3=　点		7. 3点	
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫	(　　)×0. 4+2. 9=　点			5. 7点	
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献度		(　　)×0. 2+3. 2=　点		5. 2点	
7. 法令遵守等			(　　)×1. 0=　点			
				細目別評定点合計	100点	

※ (①+②+③)=④細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第3号

工事成績評定表(建築・電気設備・機械設備工事等)

令和　　年　　月　　日

課（所）名：

工　事　名	
契 約 金 額	当初：　　円　最終：　　円
工　　期	令和　年　月　日　　令和　年　月　日 当初：　　～　　最終：　　～ 令和　年　月　日　　令和　年　月　日
完成年月日	令和　　年　　月　　日
完成検査年月日	令和　　年　　月　　日
受注者名	
現場代理人氏名	
主任・監理技術者氏名	
工事成績評定員所属・氏名	
監督員所属・氏名	
完成検査、検査員所属・氏名	
① 監督員評定点	点
② 工事成績評定員評定点	点
③ 完成検査検査員評定点	点
④ 法令遵守等	点
⑤ 評定点合計	点

注1） 評定点合計 ⑤＝（①×０．４＋②×０．２＋③×０．４）－④

2）監督員、工事成績評定員、検査員の評定点は小数第1位までとする。

3）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

4）④法令遵守等は、工事成績評定員が記入する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第４号

別紙－１①

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		施工体制が 優れている	施工体制が 良好である	施工体制が 適切である	施工体制が やや不適切である	施工体制が 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 □ ②品質管理体制が、書面で適切に記載されている。 □ ③安全管理体制が、書面で適切に記載されている。 □ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 □ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 □ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。 　または、証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた。 □ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 □ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 □ □ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑩その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第５号

別紙－１②

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			配置技術者として 優れている	配置技術者として 良好である	配置技術者として 適切である	配置技術者として やや不適切である	配置技術者として 不適切である
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）		［評価対象項目］ □ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 □ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 □ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 □ ④和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。 □ ⑤主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 □ ⑥書類及び資料が適切に整理されている。 □ ⑦作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 □ ⑧施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 □ ⑨施工等に伴う提案又は工夫を持って工事を進めている。 □ □ ⑩工事に必要な専門技術者を専任し配置している。 □ □ ⑪作業に必要な作業主任者を専任し配置している。 □ □ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑬その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第６号

別紙－１③

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
			［評価対象項目］ □ ①和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について協議している。 □ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 □ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 □ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 □ ⑥一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 □ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 □ ⑧使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 □ ⑨施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 □ ⑪建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組みが適切に行われている。 □ ⑫施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 □ ⑬社内検査が計画的に行われている。 □ ⑭独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 □ □ ⑮低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械及び車両を使用している。 □ □ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑰その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第７号

別紙－１④

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
２．施工状況	Ⅱ．工程管理		［評価対象項目］ □ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事がある場合は関連工事との調整もよく行っている。 □ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 □ ③工程のフォローアップ等を実施し、受注者の責により関連工事及び庁舎管理責任者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 □ ④休日・代休の確保を行っている。 □ ⑤受注者の責による夜間や休日の作業がない。 □ □ ⑥工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行った。 □ □ ⑦現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 □ ⑧近隣住民（和光市庁舎管理規則第３条に定める庁舎管理責任者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。 □ □ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑩その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第８号

別紙－１⑤

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策		安全対策が 優れている	安全対策が 良好である	安全対策が 適切である	安全対策が やや不適切である	安全対策が 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し記録が整備されている。 □ ②店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 □ ④安全教育・訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 □ ⑤安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し記録を整備している。 □ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 □ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 □ ⑧使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 □ ⑨工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 □ □ ⑩過積載防止に十分に取り組んでいる。 □ □ ⑪重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 □ □ ⑫山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ ⑬仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑮その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 該当すれば ・・・・c ただし、左記該当項目が６０％未満の場合は「d」とする。 □ 安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 安全管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第９号

別紙－１⑥

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			対外関係が 優れている	対外関係が 良好である	対外関係が 適切である	対外関係が やや不適切である	対外関係が 不適切である
２．施工状況	Ⅳ．対外関係		［評価対象項目］ □ ①施設管理責任者（和光市庁舎管理規則第３条に定める）に対し、保守管理について説明するための説明資料が整っている。 □ ②積極的な近隣住民（入居施設等を含む）対策を実施し、苦情がなかった。または、苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがなかった。 □ ③現場のイメージアップに、取り組んでいる。 □ ④工事施工にあたり、近隣住民（施設管理責任者等を含む）と適切に協議及び調整を行った。 □ ⑤工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ □ ⑥工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ □ ⑦暴力団等からの不当要求及び工事妨害の報告や届出が適正になされた。 □ □ ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑨その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１０号

別紙－１⑦

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			［評価対象項目］ □ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 □ ②施工図等が、設計図書を満足している。 □ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ ⑥出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ ⑦出来形の管理方法を工夫している。 □ ⑧解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ ⑨解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 □ ⑩混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。 □ ⑪その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 出来形の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 出来形の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１１号

別紙－１⑧

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
３．出来形 及び出来ばえ	Ⅱ．品質 建築工事		［評価対象項目］ □ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ④不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ ⑤躯体工事における施工の品質が、良好である。 □ ⑥内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 □ ⑦付着物等の除去が適切に行われている。 □ ⑧解体資材の再資源化またはリユースや有価物化に十分に取り組んでいる。 □ ⑨中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 □ ⑩埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 □ ⑪その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 品質の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e
		□					
		□					
		□					
		□					
		□					
		□					
		□					

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１２号

別紙－１⑨

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
３．出来形 及び出来ばえ	Ⅱ．品質 電気設備工事	□	［評価対象項目］ □ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④機材及び施工の品質が良好である。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ ⑦その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 品質の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１３号

別紙－１⑩

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
			品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
３．出来形 及び出来ばえ	Ⅱ．品質 機械設備工事	□	［評価対象項目］ □ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④機材及び施工の品質が良好である。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ ⑦その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 品質の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１４号

別紙－１⑪　１／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （１／３）	■準備・後片づけ関係	□ □ □	１．測量・位置出しにおける工夫 ２．現地調査方法の工夫 ３．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■施工関係	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ５．工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ６．土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ７．建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ８．電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ９．暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 10．照明・視界確保等の工夫 11．仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12．運搬車両・施工機械等の工夫 13．型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 14．施工管理及び品質向上等の工夫 15．プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16．仮設施工等の工夫 17．既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18．保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19．作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１５号

別紙－１⑪　２／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （２／３）	■品質関係	□	21．集計ソフト等の活用と工夫
		□	22．躯体工事の品質管理の工夫
		□	23．建築材料・機材の検査・試験に関する工夫　　）
		□	24．施工の検査・試験に関する工夫
		□	25．品質記録方法の工夫
		□	26．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■安全衛生関係	□	27．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止棚、手摺り、足場等）
		□	28．安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□	29．現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
		□	30．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□	31．周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□	32．改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		□	33．作業時における作業環境改善等の工夫
		□	34．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		□	35．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■施工管理関係	□	36．出来形の管理等に関する工夫
		□	37．施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□	38．出来形、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		□	39．ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用
		□	40．ＣＡＬＳを活用した施工管理の工夫
		□	41．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１６号

別紙－１⑪　３／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （３／３）	■その他		その他の項目での加点は最大４点とする。
		□	42．その他（理由：　　）
		□	43．その他（理由：　　）
		□	44．その他（理由：　　）
		□	45．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
評点計　　点 （最大　　７点）			

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※２．該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが、項目により２，４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
　なお、工事成績評定員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※４．入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※５．レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第４号(2)

別紙－１①

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		施工体制が 優れている	施工体制が 良好である	施工体制が 適切である	施工体制が やや不適切である	施工体制が 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 □ ③安全管理体制が、書面で適切に記載されている。 □ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 □ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 □ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。 　または、証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた。 □ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 □ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 □ □ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑩その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第５号(2)

別紙－１②

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）		配置技術者として 優れている	配置技術者として 良好である	配置技術者として 適切である	配置技術者として やや不適切である	配置技術者として 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 □ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 □ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 □ ④和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。 □ ⑤主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 □ ⑥書類及び資料が適切に整理されている。 □ ⑦作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 □ ⑧施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 □ ⑨施工等に伴う提案又は工夫を持って工事を進めている。 □ □ ⑩工事に必要な専門技術者を専任し配置している。 □ □ ⑪作業に必要な作業主任者を専任し配置している。 □ □ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑬その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第６号(2)

別紙－１③

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
			［評価対象項目］ □ ①和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について協議している。 □ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 □ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ⑥一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 □ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 □ ⑨施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 □ ⑪建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組みが適切に行われている。 □ ⑬社内検査が計画的に行われている。 □ ⑭独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 □ □ ⑮低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械及び車両を使用している。 □ □ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑰その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第７号(2)

別紙－１④

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理		工程管理が 優れている	工程管理が 良好である	工程管理が 適切である	工程管理が やや不適切である	工程管理が 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事がある場合は関連工事との調整もよく行っている。 □ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 □ ③工程のフォローアップ等を実施し、受注者の責により関連工事及び庁舎管理責任者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 □ ④休日・代休の確保を行っている。 □ ⑤受注者の責による夜間や休日の作業がない。 □ □ ⑥工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行った。 □ □ ⑦現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 □ ⑧近隣住民（和光市庁舎管理規則第３条に定める庁舎管理責任者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。 □ □ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑩その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第８号(2)

別紙－１⑤

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策		安全対策が 優れている	安全対策が 良好である	安全対策が 適切である	安全対策が やや不適切である	安全対策が 不適切である
			［評価対象項目］ □ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し記録が整備されている。 □ ②店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 □ ④安全教育・訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 □ ⑤安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し記録を整備している。 □ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 □ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 □ ⑧使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 □ ⑨工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 □ □ ⑩過積載防止に十分に取り組んでいる。 □ □ ⑪重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 □ □ ⑫山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ ⑬仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑮その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 該当すれば ・・・・c ただし、左記該当項目が６０％未満の場合は「d」とする。 □ 安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 安全管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第９号(2)

別紙－１⑥

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅳ．対外関係		対外関係が 優れている	対外関係が 良好である	対外関係が 適切である	対外関係が やや不適切である	対外関係が 不適切である
			［評価対象項目］				
		□	□ ①施設管理責任者（和光市庁舎管理規則第３条に定める）に対し、保守管理について説明するための説明資料が整っている。				□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d
			□ ②積極的な近隣住民（入居施設等を含む）対策を実施し、苦情がなかった。または、苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがなかった。				
			□ ③現場のイメージアップに、取り組んでいる。				
			□ ④工事施工にあたり、近隣住民（施設管理責任者等を含む）と適切に協議及び調整を行った。				
			□ ⑤工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。				
		□	□ ⑥工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。				□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e
		□	□ ⑦暴力団等からの不当要求及び工事妨害の報告や届出が適正になされた。				
		□	□ ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。				
		□	□ ⑨その他（　　）				
			評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１０号(2)

別紙－１⑦

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			［評価対象項目］ □ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ ⑥出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ ⑦出来形の管理方法を工夫している。 □ □ ⑧解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ □ ⑨解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 □ □ ⑩混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。 □ □ ⑪その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 出来形の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 出来形の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１１号(2)

別紙－１⑧

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 解体工事		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
			［評価対象項目］				□ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば ・・・・d □ 和光市建設工事請負契約基準約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば ・・・・e □ 品質の管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e
		□	□ ⑤躯体工事における施工の品質が、良好である。				
		□	□ ⑥内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。				
		□	□ ⑦付着物等の除去が適切に行われている。				
		□	□ ⑧解体資材の再資源化またはリユースや有価物化に十分に取り組んでいる。				
		□	□ ⑨中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。				
		□	□ ⑩埋設物の撤去状況及び記録が適切である。				
		□	□ ⑪その他（　　）				
			評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１４号(2)

別紙－１⑪　１／３

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に　レ　マークを記入する。　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （１／３）	■準備・後片づけ関係	□ □ □	１．測量・位置出しにおける工夫 ２．現地調査方法の工夫 ３．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■施工関係	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ５．工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ６．土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ７．建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ８．電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ９．暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 10．照明・視界確保等の工夫 11．仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12．運搬車両・施工機械等の工夫 13．型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 14．施工管理及び品質向上等の工夫 15．プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16．仮設施工等の工夫 17．既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18．保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19．作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１５号(2)

別紙－１⑪　２／３

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に　レ　マークを記入する。　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （２／３）	■品質関係	□ □ □ □ □ □	21．集計ソフト等の活用と工夫 22．躯体工事の品質管理の工夫 23．建築材料・機材の検査・試験に関する工夫　　） 24．施工の検査・試験に関する工夫 25．品質記録方法の工夫 26．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■安全衛生関係	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	27．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止棚、手摺り、足場等） 28．安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29．現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 31．周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 32．改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33．作業時における作業環境改善等の工夫 34．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
	■施工管理関係	□ □ □ □ □ □	36．出来形の管理等に関する工夫 37．施工計画書または写真記録等に関する工夫 38．出来形、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39．ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 40．ＣＡＬＳを活用した施工管理の工夫 41．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１６号(2)

別紙－１⑪　３／３

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に　レ　マークを記入する。　（監督員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
５．創意工夫 （３／３）	■その他		その他の項目での加点は最大４点とする。
		□	42．その他（理由：　　）
		□	43．その他（理由：　　）
		□	44．その他（理由：　　）
		□	45．その他（理由：　　）
		詳細評価内容：	
評点計　　点 （最大　　７点）			

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※２．該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが、項目により２，４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
　なお、工事成績評定員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※４．入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※５．レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１７号

別紙－２①

考査項目別運用表

［記入方法］：該当する項目の□に *レ* マークを記入する。　　（工事成績評定員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">２．施工状況</td><td rowspan="3">Ⅱ．工程管理</td><td>工程管理が
優れている</td><td>工程管理が
良好である</td><td>工程管理が
適切である</td><td>工程管理が
やや不適切である</td><td>工程管理が
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□ ③近隣住民(和光市庁舎管理規則第３条に定める庁舎管理責任者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□ ⑤その他（理由　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td colspan="5">※上記該当項目を総合的に判断して，ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>安全対策が
優れている</td><td>安全対策が
良好である</td><td>安全対策が
適切である</td><td>安全対策が
やや不適切である</td><td>安全対策が
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
□ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
□ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□ ⑤安全協議会活動等に積極的に取り組んでいる。
□ ⑥その他（理由　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td colspan="5">※上記該当項目を総合的に判断して，ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１８号

別紙－２②

考査項目別運用表

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（工事成績評定員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th></tr>
<tr><td rowspan="3">６．社会性等</td><td rowspan="3">Ｉ．地域への貢献等</td><td>地域への貢献が
優れている</td><td>地域への貢献が
やや優れている</td><td>地域への貢献が
良好である</td><td>地域への貢献が
やや良好である</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
□ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
□ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
□ ⑤地域イベント等への協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□ ⑥その他（理由　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">※上記該当項目を総合的に判断して，ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。</td></tr>
</table>

※１．工事成績評定員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※２．評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、**一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。**

※３．地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※４．レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第１９号

別紙－２③　１／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に　レ　マークを記入する。　（工事成績評定員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目	［評価技術事例］
４．工事特性（施工条件等への対応）（１／３）	■建物規模への対応		※下記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
		□	１．延べ面積10,000㎡以上の建物	
		□	２．地上９階以上又は建物高さ３１ｍ以上の建物	
		□	３．大空間のホール等を有する建物	
		□	４．その他 （理由：　　）	
		詳細評価内容：		
	■建物固有の機能の難しさへの対応		※下記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
		□	５．対象建物の耐震レベル	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事
		□	６．建物機能の特殊性	・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事
		□	７．その他 （理由：　　）	・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
		詳細評価内容：		
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応		※下記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
		□	８．建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
		□	９．設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性	・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事
		□	10．制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事
		□	11．その他 （理由：　　）	・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。
		詳細評価内容：		

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２０号

別紙－２③　２／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　（工事成績評定員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目	［評価技術事例］
４．工事特性（施工条件等への対応）（２／３）	■厳しい自然・地盤条件への対応		※下記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
		□	12．湧水の発生・地下水の影響（地盤掘削時）	・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事
		□	13．軟弱地盤、支持地盤の影響	・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
		□	14．雨・雪・風・気温等の影響	・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		□	15．その他（理由：　　）	
		詳細評価内容：		
	■厳しい周辺環境等、社会条件との対応		※下記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
		□	16．地中埋設物等の作業障害	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
		□	17．工事の影響に配慮すべき建物等（鉄道営業線・供用中の道路・架空線）の近接物	・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
		□	18．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
		□	19．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
		□	20．その他（理由：　　）	・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容：		

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２１号

別紙－２④　３／３

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に　レ　マークを記入する。　　（工事成績評定員）

考査項目	細別	対象	評価対象項目
４．工事特性（施工条件等への対応）（３／３）	■施工現場での対応		※下記の対応事項に１つにレ点が付けば４点の加点とし、最大１０点とする。 【長期工事における安全確保への対応】
		□	21．１２ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く）
			【災害等での臨機の措置】
		□	22．地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
			【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】
		□	23．工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
		□	24．工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
		□	25．休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
		□	26．施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
		□	27．特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事
		□	28．外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		□	29．特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
		□	30．施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
		□	31．同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
		□	32．その他 （理由：　　）
		詳細評価内容：	
評点計　　点 （最大　２０点）			

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。**なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。**

※２．監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※３．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※４．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２２号

別紙－２⑤

考査項目別運用表

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（工事成績評定員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
８．法令遵守等	

措　置　内　容	点数
□　１．指名停止３ヶ月以上	－２０点
□　２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　５．文書注意	－　８点
□　６．口頭注意	－　５点
□　７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点
□　８．総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	－　　点

□　９．項目該当なし

①本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表１から７の措置があった」場合

②「工事の施工にあたり」とは請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（監督員からの文書注意、口頭注意等）は、監督員に適用する。又は工事成績評定員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表８により工事成績評定点を減ずる。減点数は入札説明書等による。

⑥原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができることとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．労働者等の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
６．建設業法に違反する事実が判明した。　［例］一括下請け、技術者の専任違反等
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11．過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検等された。
12．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
13．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16．低入札価格調査で虚偽の報告があった。
17．工事関係車両及び建設機械等で不正軽油を使用している事実が判明した。
18．引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
19．受注者の責により工期内に工事を完成できなかった。
20．その他　理由：

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２３号

別紙－３①

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理		施工管理が 優れている	施工管理が 良好である	施工管理が 適切である	施工管理が やや不適切である	施工管理が 不適切である
		□	［評価対象項目］ □ ①和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理している。 □ ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 □ ④工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 □ ⑤一工程の施工の検査・確認の報告が、適切に行われている。 □ ⑥使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の管理が適切である。 □ ⑦施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑧工事の関係書類及び資料整理がよい。 □ ⑨建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 □ ⑩社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っている。 □ ⑪独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されている。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば・・・d □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２４号

別紙－３②

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
			出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		［評価対象項目］ □ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 □ ②施工図等が、設計図書を満足している。 □ ③現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □ ④現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録で的確に確認できる。 □ ⑥出来形の管理記録の整備が良好である。 □ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ ⑧施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 □ ⑨出来形の管理方法が工夫されている。 □ ⑩解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 □ ⑪混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b 該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c 該当項目が５０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 品質が不適切であったため、和光市建設工事請負契契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 品質の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e	

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２５号

別紙－３③

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 建築工事		［評価対象項目］ □ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②材料の品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ④不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により的確に確認できる。 □ □ ⑤躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。 □ □ ⑥内外仕上工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。 □ ⑦品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑧施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑨建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ □ ⑩その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。 □ □ ⑪中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ □ ⑫付着物等の除去が適切に行われている。 □ □ ⑬解体資材の再資源化またはリユースや有価物化に十分に取り組んでいる。 □ □ ⑭中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 □ □ ⑮埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 □ □ ⑯その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a　　該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b　　該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c　　該当項目が５０％未満・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 品質が不適切であったため、和光市建設工事請負契契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 品質の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e	

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２６号

別紙－３④

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 電気設備工事		［評価対象項目］ □ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により的確に確認できる。 □ ⑦中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ ⑧品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑨施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑩システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b 該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c 該当項目が５０％未満・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 品質が不適切であったため、和光市建設工事請負契契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 品質の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e	
		□							
		□							
		□							

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２７号

別紙－３⑤

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 機械設備工事	□ □ □ □ □ □	［評価対象項目］ □ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により的確に確認できる。 □ ⑦中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ ⑧品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑨施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑩システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b 該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c 該当項目が５０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 品質が不適切であったため、和光市建設工事請負契契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 品質の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e	

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２８号

別紙－３⑥

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 建築工事		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
			［評価対象項目］ □ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 □ ⑤保全に配慮した施工がなされている。 □ ⑥色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □ ⑦材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □ ⑧分別解体が的確に行われている。 □ ⑨解体撤去物の積載方法や搬出時期等が適切である。 □ ⑩周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 □ ⑪解体・撤去後の整地や現地保全が行き届いている。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が８０％未満・・・・・・・・・c ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 エ　評価対象項目数が２項目以下の場合は、すべて該当してもｃ評価とする。				□ 出来ばえが劣っている。 該当すれば・・・d

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２９号

別紙－３⑦

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に *レ* マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 電気設備工事	□ □ □ □ □	［評価対象項目］ □ ①きめ細かな施工がなされている。 □ ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ ④環境負荷低減への対策が優れている。 □ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ ⑥その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が８０％未満・・・・・・・・c ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 エ　評価対象項目数が２項目以下の場合は、すべて該当してもｃ評価とする。				□ 出来ばえが劣っている。 該当すれば・・・d

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第３０号

別紙－３⑧

考査項目別運用表（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

［記入方法］：該当する項目の□に *レ* マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 機械設備工事		［評価対象項目］				□ 出来ばえが劣っている。 該当すれば・・・d
			□ ①きめ細かな施工がなされている。				
		□	□ ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。				
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。				
		□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。				
		□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。				
		□	□ ⑥その他（　　）				
			評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が８０％未満・・・・・・・・・c ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 エ　評価対象項目数が２項目以下の場合は、すべて該当してもｃ評価とする。				

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２３号(2)

別紙－３①

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
			［評価対象項目］ □ ①和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理している。 □ ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ④工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 □ ⑤一工程の施工の検査・確認の報告が、適切に行われている。 □ ⑦施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑧工事の関係書類及び資料整理がよい。 □ ⑨建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 □ ⑩社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っている。 □ ⑪独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されている。 □ □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が６０％以上８０％未満・・・c 該当項目が６０％未満・・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば・・・d □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・e

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２４号(2)

別紙－３②

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			［評価対象項目］ □ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録で的確に確認できる。 □ ⑥出来形の管理記録の整備が良好である。 □ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ ⑧施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 □ ⑨出来形の管理方法が工夫されている。 □ ⑩解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 □ ⑪混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。 □ ⑫その他（　　） 評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b 該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c 該当項目が５０％未満・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ウ　評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数					□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 出来形が不適切であったため、和光市建設工事請負契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 出来形の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e	

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２５号(2)

別紙－３③

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	a’	b	b’	c	d	e
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 解体工事		［評価対象項目］					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・d □ 品質が不適切であったため、和光市建設工事請負契約基準約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 該当すれば・・・e □ 品質の管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば ・・・・e	
		□	□ ⑤躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。						
		□	□ ⑥内外仕上工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。						
		□	□ ⑧施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。						
		□	□ ⑪中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。						
		□	□ ⑫付着物等の除去が適切に行われている。						
		□	□ ⑬解体資材の再資源化またはリユースや有価物化に十分に取り組んでいる。						
		□	□ ⑭中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。						
		□	□ ⑮埋設物の撤去状況及び記録が適切である。						
		□	□ ⑯その他（　　）						
			評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a　　該当項目が８０％以上９０％未満・・・a’ 該当項目が７０％以上８０％未満・・・b　　該当項目が６０％以上７０％未満・・・b’ 該当項目が５０％以上６０％未満・・・c　　該当項目が５０％未満・・・・・・・・d ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数						

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第２８号(2)

別紙－３⑥

考査項目別運用表（解体工事）

［記入方法］：該当する項目の□に レ マークを記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対象	a	b	c	d	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 解体工事		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
			［評価対象項目］				□ 出来ばえが劣っている。 該当すれば・・・d
		□	□ ⑦全体的な出来ばえが良好である。				
		□	□ ⑧分別解体が的確に行われている。				
		□	□ ⑨解体撤去物の積載方法や搬出時期等が適切である。				
		□	□ ⑩周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。				
		□	□ ⑪解体・撤去後の整地や現地保全が行き届いている。				
		□	□ ⑫その他（　　）				
			評価は原則として下記による。 該当項目が９０％以上・・・・・・・・・a 該当項目が８０％以上９０％未満・・・b 該当項目が８０％未満・・・・・・・・・c ア　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外（「対象」のチェックボックスが空白）の評価項目は削除する。 イ　削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ウ　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 エ　評価対象項目数が２項目以下の場合は、すべて該当してもｃ評価とする。				

※「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第32号

別紙－4

「施工プロセス」チェックリスト（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

1．工事名　　工事

2．工　期　　令和　年　月　日～令和　年　月　日

3．受注者名

課（所）名：

監督員名：

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて加減することとする。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が適切であれば□にレ　マークを記入し、適切でなければ、備考欄に指示事項、是正状況、取組み状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項等）									備　考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。（契約後）	（／）□									
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第33号

「施工プロセス」チェックリスト（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考 （指示事項及び その是正状況等）
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・監督員への報告、協議等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／） □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／） □									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工中、打合せ時）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○下請負者の把握	・埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者である場合は、入札参加停止期間中でない。 （施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・和光市建設工事請負契約基準約款第18条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			

（和光市建設工事成績評定実施要領第3条関係）

様式第34号

「施工プロセス」チェックリスト（建築工事・電気設備工事・機械設備工事等）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備　考 （指示事項及び その是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		